

() 骨子 = 各措置及び各製品・業種毎に定める判断基準の骨子

[illegible]

指定省資源化製品	骨子中、「３．修理に関する安全性の確保」について、「材料の毒性その他の特性に配慮する」とあるが、環境、安全面から危険性のあるものは場合によっては使用を禁止すべき。【学生】
	「修理体制の整備」の規定を加えるべき。【個人】
	自動車の使用時、修理時における、フロンなどの有害物質の発生が最小限になるような製品設計とすべきであり、有害物質も対象に加えるべき。【個人】
	材料を加工する製造工程で発生する材料くずをマテリアルリサイクルし製造工程に戻すことが、再製造時に使用されるエネルギー等が必要なく有効な方法。【事業者】
指定再利用促進製品	骨子中、「４．修理に関する安全性の確保」について、「材料の毒性その他の特性に配慮する」とあるが、環境、安全面から危険性のあるものは場合によっては使用を禁止すべき。【学生】
	骨子中、「５．安全性等の配慮」について、「製造事業者は耐久性に配慮」とあるが、部品の耐久性を向上させるためには、製造事業者が配慮するだけでは不十分。同じく「６．部品交換の工夫」について、中古部品の利用にあたって、PL問題、つまり、事故が発生したときに誰が責任を取るのかについて責任の所在を明確にしておくべき。その際、中古部品といっても、その種類（リビルド部品とかオリジナル中古部品等）毎に責任比率を変えてみてもよい。【学生】
	使用済み自動車のリサイクル、リユースを推進するため、内装部品、機械部品、電送部品、足回り部品を統一化すべき。公的機関において、リビルド部品を使用した製品を優先的に購入し、再利用に係る数値を公表すべき。自動車リユース部品のエネルギー削減量の数値化すべき。自動車補修部品について、新製品の生産を制限すべ

理を義務付けるべき。また、液晶パネルは溶融スラグ化が可能、埋立処分せず溶融スラグ化を義務付けるべき。
【事業者】

「液晶ディスプレイ装置」の再資源化の目標が55%だが、大半のパソコンメーカーにとって実現困難。50%とされたい。【事業者】

製造業者に利益を対し、目標を、製品価値を計上する細かな制約を課さず、環境にやさしい製品を製造する。【環境にやさしい製品を製造する。】

てD しH、と、め、夕 掃た一 清く ュ 観つ ピ 外びン、結】コ がに者ルるス業ナ あ一事ソ とユ【ー」デ。パ とりき、こもベ りる証る よす 検め にに作認 工 態動て 加 状、し「る 化と、き 期」中 で初 工子 用の 加骨 使D「

資本主義の発展に伴い、生産の増大と消費の増大が、資源の枯渇と環境汚染を招き、社会の持続可能性を脅かす。この問題を解決するためには、資源の効率的な利用と環境の保護が不可欠である。本稿では、資源の効率的な利用と環境の保護の重要性を論じ、持続可能な社会の実現に向けた政策提言を行う。

く、品者一・
なた造グ回
でし製プ、
け入、ッも
だ購場合アて
品ら場、い
属かたたつ
付後れまに
ためら。品体
したためき属治
売の求べ付自
販等てるび方
てドせめ及地
し一併努品【
とレもに部。
体グ収化たき
一プ回源っべ
とッの資なる
品ア等再とめ
製が品・要努
ン一属収不に
コザ付回際化
ソーびはの源
パユ及等ド資

見、業・
 意め。造付
 のたき製受
 等るべて、
 民するいう
 住保すおよ
 、確収にる
 体を回所れ
 治性を場わ
 自便品る行
 、利製すに
 はのの出滑
 て者一排円
 し出力がに
 関排一者際
 に、メた実
 置に全め、
 設もは求が
 のとでを収
 所と所収回
 場る場回う
 収す収、行
 回取回たが
 定聴定ま等
 指を指者

回収方法の周知徹底に努めるべき。【地方自治体】

当投得と、法を提合不む前場がやをる村ら合め町か場求市点たを、觀し【取はの人体引て保混治のい確に自品つ生集方製に衛収地ン件環境の【コ条環村。ソきを町きパベ等市ベみすンやす済たコ合定用満ソ場設使がパたをが村たし件村町れ収条町市さ回、市該棄ずし

家庭系パソコンの回収・再資源化に係る料金の徴収方法は、製品の販売時に併せて徴収するしくみ（前払い制）とすべき。【地方自治体】

[illegible][illegible]

表は、公とりし認めをこゝとて。況るで法しき。状す利。手とべの表不いの法る収公てし化手め回やつま源化含の量と望資品を品重にが再小用製の一のの最利ン収力る品ものコ回一す製でてソ、メ表ン法し帕がい公コルとみるなをソク剤済い少みパイ元用てののみサ還使れ量標済リ炉はさ収目用装高等と回の使包る者と、化た器い者業こ量源し容て業造る荷資収、れ事製す出再回てら【

のあ法、
数で方
複ど収
とん回者
ると、業
めほと事
含がい【
も合な。
器場し難
機るに困
辺い確が
周て明定
はな義な
品と定的
製作の体
ン合」具
コの等の
ソ」者ス
パ等造セ
み者製口
済造「プ
用製、理
使「り処

「消費者」の責任について明確にするため、引取窓口や

収集方法など、回収方法の明示を「製造者等」に義務付ける。「消費者」に「製造者等」への引渡し義務を設ける。【事業者】

事業者を排出元とする産業廃、主に個人を排出元とする産業廃をここでは区別できないため、対象とする機器については特例化する。【事業者】

使用済み機器類のリサイクル処理は少量多品目で広域的に回収し処理拠点を設けなけれは経済的に成り立ち、また案件に対して事前協議等の手続きを多し、行政、排出者、処理場の関係、各都道府県の産業廃流入規制を特例化し、障壁を取り除くべき。【事業者】

「製造者等」、処理実施者の得意分野や技術、アイデアを多角的に生かすため、処理プロセスについては、狭義に制限せず、優先順位を示して推奨する程度とすべき。【事業者】

資源有効利用の指標に全体とシサイクル率の活用方法を再検討する。特にリサイクルを推進すべき部材、資源および、拡散が危惧される様、特定部材（電子基板、電池など）の指定および処理方法、量を把握を進めるべき。【事業者】

リサイクル率の算定は、処理工場ごとに行うべきであり、複数の「製造者等」が共同で行う場合もリサイクル率算定は「処理工場」ごとに行うとする。【事業者】

リサイクル率算出は、処理工場の工程能力判定のために行うこととする。各「製造者等」の製品比較については、LCA評価方法の整備に对应すべき。【事業者】

- ・ 一切適用除外を設けるべきでない。
- ・ 自主回収でなく、回収を義務化すべき。

		・回収費用の負担方法を明確にすべき。 ・再資源化の目標値を大幅に引き上げるべき。 ・有害物質の処理について明確にし、特に銅などの重金 ・属は環境への放出を禁止、100%回収とすべき。 ・自治体回収分もメーカーが負担し、環境汚染を生じた ・場合はメーカーに原状回復させるべき。 ・等 【市民団体】
	指定省資源化製品 指定再利用促進製品	輸入業者にも等しく義務を課すべき。【個人】
		パソコンの構成部品は多岐に渡り、個々の部品寿命の明確化はほぼ不可能。メーカーが保守交換を行うユニットについてのみ明確化することとすべき。【事業者】
		提供すべき情報の範囲がある程度限定されないと、メーカーは膨大な情報を収集・管理しなければならないため、情報の範囲を限定されたい。【事業者】
二次電池	指定再資源化製品	骨子中、「回収体制の整備を行うにあたっては回収の実効性が確保されるよう努めること」とあるが、「回収体制の整備」についてはより具体的な表現にすべき。【個人】
		骨子中、「製造事業者等は毎年度、使用済み二次電池の回収の状況を公表すること」とされているが、回収体制の把握することは困難であるため、現時点で義務を課することは不適當。【個人】
		骨子中、「金属又は金属酸化物の原料として利用できる状態」について、廃掃法上の廃棄物の定義のように市況に左右されるようなことのないよう、再生资源として利用できるかどうかで定義すべき。【事業者】
		有害性及び安全性に配慮した回収方法を判断の基準に盛り込まれたい。また、実効ある回収方法を検討されたい。【地方自治体】
		「製造事業者等」に携帯電話及びPHSサービスを提供

		確認回収が継続される。【事業者】 「製造者等」は、引換金表し、回収工場（認定処理業者）による。【事業者】 ・一切適当除外を設け、回収するべきでなく、明確に義務を負う。 ・自主回収費用の負担は、回収者の責任とする。 ・有害物質の環境汚染防止のため、回収率を向上させる必要がある。 ・有属自場メーにはそのな 【市民団体】
	指定表示製品	ニッケル力ドミウム電池など有害物質を含む電池と先記
家電製品 （家電4品目 電子レンジ 衣類乾燥機）	指定省資源化製品 指定再利用促進製品	輸入業者にも等しく義務を課すべき。【個人、事業者】
ガス・石油機器 金属家具	指定省資源化製品	輸入業者にも等しく義務を課すべき。【個人】

	指定再利用促進製品	輸入業者にも等しく義務を課すべき。【個人】
硬質塩ビ管・継手 硬質塩ビ雨どい、 硬質塩ビサッシ等	指定表示製品	材質名と、警告表示、製造事業者名と代表者、主たる事務所や連絡先も製品に記載させるべき。【市民団体】
		「硬質塩ビ管」の表示は「PVC」と明確に区別すべき。【事業者】
その他	特定省資源業種 指定再利用業種	数値目標に達する範囲を定めるべき。【市民団体】
	指定省資源化製品	指定省資源化製品の指定は、ごみ処理場の発生抑制を目的とし、再生資源の活用を促進する。【地方自治体】
	特定再利用業種、 指定省資源化製品、 指定再利用促進製品	特定再利用業種の再利用計画、指定省資源化製品の計画と、指定再利用促進製品の計画を、事業者が策定するべき。【地方自治体】
	指定表示製品	自動販売機を対象に加えるべき。【事業者】
	指定再資源化製品	可能な限り同一な回収方法を検討するべき。【地方自治体】

